

ひとり親家庭の皆さんへの
お知らせ



大東市 福祉・子ども部 子ども室

〒574-8555

大東市谷川一丁目1番1号（市役所西別館1F）

TEL 072-870-9655（直通）

FAX 072-872-2189

MAIL kodomosien@city.daito.lg.jp

<目 次>

1. 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦とは

(1) 母子家庭の母とは	P1
(2) 父子家庭の父とは	P1
(3) 寡婦とは	P1

2. 相談の窓口

◆母子・父子自立支援員	P1
◆大東市母子福祉推進委員	P2
◆民生委員・児童委員	P2
◆主任児童委員	P2

3. 就労支援

◆ひとり親家庭等就労支援事業等	P2～3
◆母子・父子家庭自立支援給付金制度<自立支援教育訓練給付金>	P3
<高等職業訓練促進給付金等>	P4

4. 教育支援

◆大東市奨学金・入学準備金・就学援助制度<幼稚園就園奨励補助制度>	P4
<小学校入学準備金>	P4
<小・中学校就学援助費制度>	P4
<大東市 奨学金>	P5
<大東市未来人材奨学金返還支援補助金>	P5
<高等学校等就学支援金>	P6
<私立高等学校等授業料支援補助金>	P6
◆日本学生支援機構奨学金貸付	P6
◆大阪府育英会奨学金・大阪府育英会入学資金貸付	P7

5. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について

母子・父子・寡婦福祉資金貸付について	P7
--------------------	----

6. 暮らしのこと

◆児童扶養手当	P7
◆ひとり親家庭医療費助成事業	P7

◆ファミリー・サポート・センター事業	P8
◆子育て短期支援事業	P8
◆母子生活支援施設	P8
◆JR通勤定期乗車券の特別割引制度	P8
◆ネウボランド大東	P9
◆寡婦（夫）控除のみなし適用	P10~11
◆その他の相談窓口	P12

1.母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦とは

(1) 母子家庭の母とは

母子及び寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母となった等）女子で、20歳未満の児童を扶養している方

(2) 父子家庭の父とは

父子及びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等）男子で、20歳未満の児童を扶養している方

(3) 寡婦とは

配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項）

※「配偶者」には内縁関係の夫・妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。

(4) みなし寡婦とは

婚姻歴のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項）

2.相談の窓口

◆母子・父子自立支援員

母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下、ひとり親家庭）の方を対象に、母子・父子自立支援員が相談に応じ、自立に必要な情報提供や職業能力の向上及び求職活動に関する支援、その他いろいろな相談などに応じています。

※来所の際には、必ず、お電話で日時をご予約ください。

その他、ご不明な点は、子ども支援グループの窓口にご連絡ください。

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ (西別館1F)

TEL072-870-9655 FAX072-872-2189

◆大東市母子福祉推進委員

大東市内の小学校の校区ごとに1名、身近な相談者として相談に応じています。
(不在となっている小学校の区域もあります。)

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ(西別館1F)
TEL072-870-9655 FAX072-872-2189

◆民生委員児童委員

生活上や、子どもの事などの相談に応じています。

(問合先) 福祉政策課(西別館1F)
TEL072-870-0435 FAX072-872-2189

◆主任児童委員

地域における児童福祉に関する支援を専門的に担当しています。

(問合先) 大東市社会福祉協議会(総合福祉センター内)
TEL072-874-1082 FAX072-874-1828



3. 就労支援

◆ひとり親家庭等就労支援事業

大東市では、ひとり親家庭の方の自立のため、就労相談・情報の提供など、就労に対して意欲のあるひとり親家庭を対象に、個々の状況に応じた就労目標を立て就業までしっかりサポートします。

〈キャリアカウンセラーによる面談〉 無料相談

(こんな悩みを解消します)

- ◎ひとり親になった事で仕事に就けるか不安
- ◎職業経験が乏しくスキルもないので自分に合った仕事が見つからない
- ◎以前より時間に余裕が出てきたのでダブルワークで収入を増やしたい
- ◎子供の成長に合わせて安定した収入を得られるようになりたい
- ◎履歴書の書き方、面接の仕方がよくわからない etc

〈就労支援メニュー〉

- ◎求人案内の紹介（くらしサポート大東が扱う求人）
 - ◎職業、職種相談
 - ◎履歴書 作成アドバイス
 - ◎面接の練習
 - ◎ハローワーク等への同行支援
 - ◎企業へ面接同行
 - ◎就労後の定着相談
- 等々、就労につながるまでの色々なお手伝いをします！

（お問合せ・ご相談）大東市ひとり親家庭等就労支援事業

大東市役所 子ども室 子ども支援グループ（市役所西別館1F）
TEL072-870-9655 FAX072-872-2189



※来所の際には、必ず、お電話で日時をご予約ください。

◆母子・父子家庭自立支援給付金制度

〈自立支援教育訓練給付金〉

雇用保険制度の指定教育訓練講座を受講し、修了後に給付金を支給します。必ず受講前に事前相談が必要です。（※来所の際には、必ず、お電話で日時をご予約ください。）
所得が一定以上ある方は受給できません。雇用保険制度の教育訓練給付の受給資格がある方は、費用の一部が支給される場合があります。

（対象講座：毎年4月1日と10月1日に指定講座は更新されます。）

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座（ハローワークでも閲覧できます。）

○教育訓練給付金制度 厚生労働大臣指定教育訓練給付金 検索システム

<http://www.kyufu.javada.or.jp/kyuufu/jsp/index.jsp>

（問合先）子ども室 子ども支援グループ（西別館1F）

TEL072-870-9655 FAX072-872-2189

<高等職業訓練促進給付金>

市の指定する就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得目的で1年以上修学する場合に、養成訓練の一定の受講期間において生活の負担の軽減を図るため高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、受講修了後に修了支援給付金が支給されます。

※必ず申請前に事前相談が必要です(受講開始約6カ月前)

(来所の際には、必ず、お電話で日時をご予約ください。)

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ (西別館1F)

TEL072-870-9655 FAX072-872-2189

4. 教育支援

◆大東市奨学金・就学援助制度

<幼稚園就園奨励補助制度>

私立幼稚園に通園されている方を対象とした制度があります。ただし、所得額の制限があります。

<小・中学校就学援助制度>

大東市立小・中学校に就学させるのに、経済的な理由でお困りの保護者に、就学に必要な費用の一部を援助します。(認定には一定の要件があります。お問い合わせは下記まで。)

(※受付期間が決まっております、申請される方は必ず受付期間を確認してください。)

※前年受給された方も、申請は毎年必要です。

また、大東市立小学校に入学予定のお子さんの入学準備に必要な経費の一部を援助する「小学校入学準備金制度」もあります。

受付期間が異なりますのでご注意ください。

(問合先) 大東市教育委員会事務局 学校教育部学校管理課 (市民会館5F)

TEL072-870-9642 (直通)



受付期間が決まっているので、必ず確認してください。

＜大東市 奨学金＞

高等学校や大学等において修学する志望をもちながら、経済的理由により修学が困難な者に対して学資・入学一時金の貸付を行う制度です。(※申請時期が決まっております。)
 (認定には一定の要件があります。お問い合わせは下記まで。)

(貸付金額)

区 分	種 類			備 考
	修 学 金	入 学 一 時 金		
	(月額)	公 立	私 立	
高 等 学 校	6,000 円	10,000 円	70,000 円	高等課程に限る
大 学	12,000 円	80,000 円	100,000 円	専門職大学及び 専門職短期大学

(問合先) 大東市教育委員会事務局 学校教育部学校管理課 (市民会館5F)
 TEL072-870-9642 (直通)
 ホームページは [大東市 奨学金](#) で検索してください

＜大東市未来人材奨学金返還支援補助金＞

大東市に住所があり、現に居住している人で、奨学金を遅延なく行っており、大東市に事業所等のある中小企業に正規雇用され、かつ大東市内で働いている方の奨学金返済額の1/2(上限75,000円(1年を上半期と下半期に分けた1期あたり))を返済が始まった日から最大8年間補助します。

(認定には一定の要件があります。お問い合わせは下記まで。)

(問合先) 政策推進部 産業振興課 (市役所東別館2F)
 TEL072-870-4013 FAX072-870-9608



＜高等学校等就学支援金＞（公立）

就学支援金は、保護者（親権者）の所得等が要件を満たす生徒の授業料を、国が代わって負担することで、実質的に授業料が無償になる制度です。保護者等に現金が給付されるものではなく、返済の必要もありません。

【要件】（各月の1日時点）

府内の公立高校に在学する生徒で、以下の要件のすべてに該当することが必要です。

- ① 日本国内に住所を有する者
- ② 高校等を卒業、または修了したことがない者
- ③ 高校等に在学した期間が通算して 36 月を超えていない者（定時制・通信制は 48 月）
- ④ 保護者等の、市・府民税の所得割額の合算額が 507,000 円未満の者

【手続き】

- ① 受給資格認定（入学年度の4月）
前年度の課税状況により、受給資格と1年生の4月分から6月分までの支給について判定
- ② 収入状況届（各学年の7月）
当該年度の課税状況により、7月分から翌年6月分（または3月分）までの支給について判定

（問合先） 各公立高校の事務室または大阪府教育庁施設財務課

TEL06-6941-0351（代）

＜大阪府私立高等学校等授業料支援補助金＞

公立高校と同様に、私立の高校や高等専修学校についても、選択の自由を保障するため、国の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」と併せて、私立高等学校等授業料支援補助金（以下「授業料支援補助金」）を交付することにより、私立高校等の授業料が無償となるよう支援しています。

補助の要件は、生徒及びその保護者（親権者両方）が大阪府内に住所を有していること、「私立高校生等就学支援推進校」として指定された大阪府内の私立高校等に10月1日に在籍していること、「就学支援金」を受給していること、保護者の「市町村民税所得割額」（親権者合算）が基準の範囲内であること等の条件があります。

（問合先） 在籍する高校等の事務室または府民お問合せセンター ピピっとライン

TEL06-6910-8001 FAX06-6910-8005

大阪府教育庁 私学課 高等学校等就学支援金担当 TEL06-6941-0351（代表）

詳しくは、下記の大阪府ホームページをご覧ください。

「私立高校生等に対する授業料支援について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/>

◆日本学生支援機構奨学金貸付

短期大学、大学、専修学校（専門課程）等に在学する学生生徒を対象とし、能力がありながら経済的理由により修学が困難な者に奨学金貸付を行っています。

（問合先） 在籍する学校の奨学金窓口 詳しくは、下記の日学生支援機構ホームページをご覧ください。 <http://www.jasso.go.jp>

◆大阪府育英会奨学資金・大阪府育英会入学時増額奨学資金貸付

経済的理由により修学が困難な高等学校等に在学する生徒に対し、学資を貸付しています。また、高等学校等へ入学する際に、必要な経費の支弁が困難な方に資金の貸付を行っています。

(問合先) 在学する学校(中学校または高等学校・高等専修学校等)

詳しくは、(財)大阪府育英会 採用貸付課 TEL 06-6357-6272

ホームページ <http://www.fu-ikuei.or.jp>

日本学生支援機構や大阪府育英会では予約申請制度がありますので、申請期間内に

在学されている学校を通じて必ず手続きをしてください。

5. 母子・父子・寡婦福祉資金貸付について

経済的自立を支援するため、必要かつ償還可能な範囲で貸付を行う制度です。

貸付金の対象は、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方などです。

詳しくは、お問い合わせください。

(来所の際には、必ず、お電話で日時をご予約ください。)

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ(西別館1F)

TEL 072-870-9655 FAX 072-872-2189

6. くらしのこと

◆児童扶養手当

ひとり親家庭の父か母、又は養育者が、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護するときに支給されます。なお、所得額が一定額以上あるときは、手当の全部又は一部の支給が停止されます。

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ(西別館1F)

TEL 072-870-9655 FAX 072-872-2189

◆ひとり親家庭医療費助成事業

児童扶養手当、遺族年金などを受けているひとり親家庭(18歳に達した日以降の最初の3月31日までの子と、その子を監護している父、母または養育者)の方が、医療機関等で受診されたときに支払う保険診療の自己負担金の一部を助成するものです。ただし、一医療機関あたり1日最大500円(月2日限度)を自己負担していただきます。なお、所得制限等があります。

(問合先) 福祉政策課(西別館1F) TEL 072-870-9626

FAX 072-872-2189

◆ファミリー・サポート・センター事業

育児などの援助を行いたい人と、援助を受けたい人とがお互いに会員になって助け合う活動事業です。

- ・保育所の開始時間までや終了後、お子さんを預かります。
 - ・保育所への送迎をします。
 - ・放課後児童クラブ終了後、及び学校の放課後にお子さんを預かります。
 - ・外出したいが、子どもを連れては出かけにくい時など、お子さんを預かります。
- ※ご利用には、事前に会員登録が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

(問合先) 大東市ファミリー・サポート・センター

赤井1丁目2番10号ポップタウン本館4階 TEL072-870-8933

◆子育て短期支援事業

・ショートステイ…保護者が出産、疾病、看護、育児疲れなど緊急一時的に母子の保護が必要
なとき、最大7日間子どもを保護する制度です。

・トワイライトステイ…夜間に子どもの養育が困難なとき、放課後から10時までと、休日の
日中(引き続き宿泊も可能です)保護する制度です。

いずれも大東市で契約している以下の3施設でお預かりすることになります。

●公德学園(東大阪市) ●生駒学園(東大阪市) ●ルフレ八尾(八尾市)

※ご利用には事前相談が必要です。

※いずれも施設への負担金が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

※施設の空き状況やお子さんの健康状態等により、受け入れが難しい場合があります。

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ(西別館1F)

TEL072-870-9655 FAX072-872-2189

◆母子生活支援施設

配偶者がいないか、それに準じた状況におかれた女性で18歳未満の子どもを養育しており、
様々な事情のため、子どもの養育が十分できない場合に子どもと一緒に入所できる児童福祉
施設です。母子生活支援施設では、生活相談や子どもの指導にあたる職員が母子の自立を支
援しています。

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ(西別館1F)

TEL072-870-9655 FAX072-872-2189

◆JR通勤定期乗車券の特別割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、証
明書を添えて申し込むと3割引で購入できます。(顔写真必要2.5cm ㍻×2cm ㍻)

(問合先) 子ども室 子ども支援グループ(西別館1F)

TEL072-870-9655 FAX072-872-218

ネウボランド だいとう

(大東市子育て世代包括支援センター)

平成30年8月開設

こんな悩みありませんか？

赤ちゃんがなにをしても泣きやまない

忙しくて、自分の時間がとれなくて...

うちの子は、よその子となんだか違うみたい...

最近うちの子の様子がおかしいみたい...



ひとりで悩んでないでまずは、私たちに相談してください！

- ・お子さんに関する色々な悩み
- ・進路
- ・育児
- ・などどんな小さな悩みでもまずはご相談ください！

※くわしくは下記までご連絡ください

ネウボランドだいとうでは、妊娠に気づいた時から、お子さんが18歳になる頃まで、皆さんの子育てを応援・サポートします！！

ネウボランドだいとう (大東子育て世代包括支援センター)
大東市幸町8番1号 すこやかセンター(保健医療福祉センター) 3階
相談時間 月～金 午前9時～午後5時
TEL072-874-2766・2767

◆寡婦（夫）控除のみなし適用

税法上の寡婦（夫）控除が適用されない、20歳未満の子を扶養する婚姻歴のないひとり親家庭の子育てを支援するため、寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しています。認定を受けると、保育所・幼稚園の保育料や市営住宅の使用料など、各種制度の利用料等が減額される場合があります。（寡婦（夫）控除のみなし適用の認定を受けても、所得の状況により、各種制度の利用料等が減額にならない場合もあります。また、寡婦（夫）控除のみなし適用のため、税法上の控除を受けることはできません。）

◎寡婦（夫）控除のみなし適用 対象事業一覧

※サービスにより、申請窓口が異なりますので、各担当課までお問合せください。

対 象 サ ー ビ ス		担当課・問合せ先
1	障害児通所支援 18歳未満の発達（身体の発達を含む）に支援が必要な児童を対象に、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行う通所支援事業	子ども室 保育幼稚園グループ TEL072-870-0474 FAX072-872-2189
2	保育所・認定こども園等の利用者負担額 保育所・認定こども園等の利用者負担額（保育料）	
3	公立幼稚園保育料 公立幼稚園保育料	
4	私立幼稚園就園奨励費補助金 私立幼稚園在園児に対して保育料・入園料の減免を行った幼稚園に対する補助制度	
5	私立幼稚園保護者補助金 私立幼稚園在園児の保護者負担軽減および公私立間の保護者負担の格差是正のための補助制度	
6	児童手当 中学校修了前（15歳到達後最初の年度末まで）の児童を養育している方に手当を支給する制度	子ども室 子ども支援グループ TEL072-870-9655 FAX072-872-2189
7	特別児童扶養手当 20歳未満で、政令で規定する障害の状態にある児童を監護している父母または父母に代わって養育している方（養育者）に手当を支給する制度	
8	自立支援教育訓練給付金 教育訓練講座として指定の講座を受講した場合に教育訓練給付金を支給する制度	
9	高等職業訓練促進給付金 市の指定する就職に有利な資格、経済的自立に効果的な資格の取得をするために1年以上就学する場合に、養成訓練の一定の受講期間において給付金が支給される制度	

10	ひとり親家庭医療費助成制度	各種医療保険に加入されている児童とひとり親の父または母または養育者を対象に保険適用される医療費等の自己負担（一部自己負担を除いた）を助成	福祉政策課 TEL072-870-9626 FAX072-872-2189
11	市営住宅家賃	市営住宅の家賃	建築課 TEL072-870-0480
12	障害福祉サービス利用料	居宅介護（ホームヘルパー）や重度訪問介護、生活介護、就労継続支援、短期入所などのサービス	障害福祉課 TEL072-870-9630 FAX072-873-3838
13	障害者自立支援医療（更生医療）	身体上の障害の軽減または進行を防ぐことを目的として行う治療に対し、医療費を助成	
14	障害者自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、身体上の障害を軽減することを目的として行う治療に対し、医療費を助成	
15	障害者自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患の治療のための通院で必要となる医療費を助成	
16	補装具	身体障害者および難病患者の身体上の障害を補うために車いす、義肢、補聴器等の補装具の購入・修理に対し、事前申請で給付券を交付する	
17	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となられている方に対して、特殊寝台等の日常生活用具の購入に対し、事前申請で支給券を交付する	
18	特別障害者手当	重度の障害により、日常生活において常時特別な介護を要する在宅の20歳以上の人に対し、手当を支給	
19	障害児福祉手当	重度の障害により、日常生活において常時の介護を要する在宅の20歳未満の人に対し、手当を支給	

◆その他の相談窓口

相談名	と き	場所 (担当課)
法律相談 (予約制)	水・木曜日 午後1時～4時 (午後4時半) ※4.5.10.11.12.3月の第4木曜日は第4日曜日に振替	市役所市民相談室 (秘書広報課) ☎870-0403
	金曜日 午後6時(午後5時30分)～9時	アクロス(秘書広報課) ☎870-0403
女性の悩みなんでも相談 (予約制)	第1月・金曜日午前10～ 正午・午後1時～3時 第3水曜日午後4時～8時 第4土曜日午後1時～5時 ※5.9.11.12.1.3月は一部日程変更あり	アクロス ☎869-6505
大阪府女性の悩み相談 (面接は予約要)	電話相談・面接相談 祝日・年末年始を除く 午前9時～午後8時	大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022
	上記以外の時間は夜間・DV 電話相談になります	大阪府女性相談センター ☎06-6946-7890 Fax06-6940-0075 (相談専用)
DV 相談	土・日・祝日・年末年始を除く午前9時～午後5時45分	大阪府中央子ども家庭センター DV 相談専用電話 ☎072-828-0277
養育費相談(予約制)	火・木曜日午前10時～午後3時	大阪府母子寡婦福祉連合会 (谷町福祉センター) ☎06-6762-9995